

玉城町告示102号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年10月4日

玉城町長 辻村修一

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
玉城町 全域
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成29年9月29日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
経営体数
法人 9経営体
個人 35経営体
集落営農（任意組織） 1組織
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針
・各集落におけるプラン作成時において、町単独事業「農業集落育成対策事業」と連携しながら、農地中間管理事業を活用する。
- 6 地域農業の将来のあり方
・認定農業者や担い手、営農組織をはじめ、青年就農者など、担い手の育成・確保を図るため、就農相談や経営技術習得研修などの総合的な支援や制度の普及、啓発を行う。また、意欲ある農業者への農地の集積を図るとともに、経営の安定を図るため、集落営農の組織化や法人化を促進する。
・多様な農産物の生産に取り組むとともに、農商工連携による新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組み、農産物の産地化、ブランド化を推進する。さらに、安全・安心な農産物の供給、環境に配慮した農業の推進など、多様な視点から本町における農産物の高付加価値化を図り、戦略的なPRや消費者との親密な関係づくり等を行うことによって、農業地域としての地域ブランド化を推進し、6次産業化を目指す。
・集落内で土地利用の調整を行い、三重県型集落営農に向けて担い手による農地の利用集積を進める。
・優良農地の保全、耕作放棄地発生防止及び活用促進のため、農業委員会と連携し改善に努める。